**横浜市動物適正飼育推進員**

別紙２

**確認事項**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容を確認し、☑をしてください。  【応募資格】 | |
| 応募時に満18歳以上である |  |
| 横浜市内に住所を有している |  |
| 本市が行う動物愛護管理事業に協力できる |  |
| 横浜市区役所の開庁時間帯（月～金曜日の８：45～17：15）に連絡・調整等ができる |  |
| 内容を確認し、☑をしてください。  【責務】 | |
| 推進員は、市長が求めた活動期間の活動報告書を、速やかに市長に提出しなければならない |  |
| 推進員は、市又は協議会が主催する講習会を受講し、その活動に必要な知識、技術等の修得に努めなければならない |  |
| 推進員は、その活動を行うときは、常に市民への公平性、信頼性の確保に努めるとともに、行政職員と連絡を密にし、その指示に従わなければならない |  |
| 推進員は、その活動を遂行する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない  なお、推進員としての任を解かれた後も同様とする |  |
| 推進員は、その活動にあたり、横浜市動物適正飼育推進員証を携行し、相手から求めがあった場合には提示すること |  |
| 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行うこととなっています。  内容を確認し☑をしてください。 | |
| 地域の実情に精通し、動物の適正な飼養に関する知識等を有すること |  |
| 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること |  |
| 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の処置に関する必要な助言をすること |  |
| 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること |  |
| 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために本市が行う施策に必要な協力をすること |  |
| 災害時において、本市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること |  |

令和　　　年　　　　月　　　　日

　　　署名